

毎年10月は「土地月間」です

土地は、私たちの日常生活や企業活動にとって不可欠な基盤であり、貴重な資源です。土地基本法においても、土地所有者の責務として、適切な土地の利用や管理、取引を行うことなどが定められています。

国土交通省では、土地の制度に関する理解を深めるきっかけとなるよう、10月を「土地月間」と定めています。

この機会に、豊かで生活できる住みよい社会を築いていくため、みなさんもぜひ一度土地の利用・管理について考えてみませんか？



土地の売買、開発には届出が必要な場合があります

◆大規模な土地取引（売買）

区 域	面 積	内 容	担当課
都市計画区域内	5,000㎡以上	土地権利取得者は、 <u>契約締結日から14日以内</u> に土地売買等届出書の提出が必要	市長公室企画課 67-1831
都市計画区域外	10,000㎡以上		

◆開発行為にかかる規制

区 域	面 積	内 容	担当課
都市計画区域内	1,000㎡以上	市条例または指導要綱に基づき市との協定が必要	環境水道部環境課 67-1833
	3,000㎡以上	都市計画法に基づき県の許可が必要	建設部都市住宅課 67-1814
	10,000㎡以上	県規制に基づき県と協議が必要	市長公室企画課 67-1831
		都市計画法に基づき県の許可が必要	建設部都市住宅課 67-1814
都市計画区域外	1,000㎡以上	市条例または指導要綱に基づき市との協定が必要	環境水道部環境課 67-1833
	10,000㎡以上	県規制に基づき県と協議が必要	市長公室企画課 67-1831
		都市計画法に基づき県の許可が必要	建設部都市住宅課 67-1814

農地管理に関することは次頁をご覧ください。

詳しくは郡上市または岐阜県のホームページをご覧ください。

農地を所有している または取得を考えているみなさんへ

～自分の農地を適切に管理しましょう～

農業委員会による農地パトロールの様子

農地は、住宅敷地等とは異なり、農地法で厳しい規制が設けられています。そのため、農業委員会からの許可なく、勝手に農地の売買・転用はしてはいけません。



無断転用等には厳しい罰則があります



許可を受けずに農地の転用をした場合や、許可条件（申請目的）どおりに転用していない場合等には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令が出されることがあります。従わない場合は、3年以下の懲役または300万円以下（法人にあっては1億円以下）の罰金になります。

◆農業委員会の許可が必要です

○新たに耕作するために、農地を売買・贈与・賃貸借する場合

※相続の場合は届出となります。

○農地を農地以外の目的に利用する場合

（例：家を建てる、太陽光パネルを設置する、駐車場にする等）

※農地以外の目的で利用される場合は、転用許可申請の前に農振除外の申請手続きが必要な場合があります。

この場合、受付から除外決定までの期間は最短でも半年程度かかりますので、十分に余裕を持ってください。

※農地の場所などによっては許可されない場合がありますので、市外買取業者等から農地買取の申出があった場合には、事前に農業委員会事務局にご相談ください。

◆農地を適正に利用管理しましょう

農業委員会では、毎年農地パトロールを実施しています。この調査で遊休農地と判断された農地の所有者には意向調査を実施し、自ら耕作をすると回答したにもかかわらず、6ヵ月を過ぎても農業上の利用が図られないときには、農地中間管理機構との協議を勧告する場合があります。勧告された場合、当該遊休農地の固定資産税額は1.8倍となります。

農地を所有している皆様は、一度自分の農地を確認し、適切な管理に努めましょう。

農業者のみなさんへ ～農業者年金に加入しませんか～

農業者年金は、農業従事者のための年金です。自分が積み立てた保険料と、その運用実績により将来受け取る年金額が事後的に決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。加入者・受給者の数に影響されず、少子高齢時代でも安心できる制度です。

加入要件

①年間60日以上農業に従事 ②国民年金1号被保険者 ③20歳以上60歳未満の人

農業者年金は公的な年金制度ですので、支払った保険料はご家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、節税につながります。加入についてのご相談は、農業委員会事務局までお問い合わせください。



問 郡上市農業委員会事務局（農林水産部農務水産課内） 67-1835